

(報告の徴収)

第12条 経済産業大臣は、認定計画に従って特定研究開発等を行う者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

【要旨】

本条は、経済産業大臣が、認定計画に従って行う特定ものづくり基盤技術に関する研究開発等の実施状況を把握するため、報告を求めることができる旨を定めたものである。

【解説】

経済産業大臣は、認定計画に従って特定ものづくり基盤技術に関する研究開発等を実施する者に対して、各種の特段の助成措置を講じて、その円滑な推進を助長するものであるから、その実施状況を十分に把握しておく必要がある。このため、当該計画についての認定権者であり、当該計画の実施について監督責任を有する経済産業大臣に、報告徴収権を附与することにより、当該計画の適正な実施を確保しようとするものである。なお、本条に関連して、第14条に罰則の規定が設けられている。